

建築物における環境エネルギー性能評価制度・ 自然エネルギー導入検討制度（骨子素案）

目的

建築物の環境エネルギー性能を客観的に評価できる制度及び建築時に併せて自然エネルギー設備の設置を検討する制度を導入することにより、建築物の省エネルギー及び自然エネルギー導入の推進を図り、もって温室効果ガス排出量の削減を促進する。

対象者

説明義務・・・建築事業者（建築物の設計、
工事の請負又は販売の契約を行う者）
届出義務、掲示義務・・・建築主

対象行為

建築物の新築、増築、改築
（増築、改築は、建築物単体で捉えた
場合に新築、建替えに当たるもの）

制度の概要

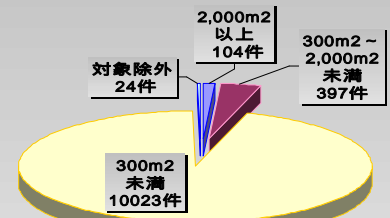
建築物環境エネルギー性能評価制度

建築物の環境エネルギー性能を客観的に評価できる指標に基づき、建築主が省エネルギーに配慮した建築物を選択できる制度

建築物自然エネルギー導入検討制度

建築時に併せ自然エネルギー導入の可能性を説明し、
建築主に設備導入の検討を促す制度

対象建築物数の推計



平成23年度長野県建築等業務報告より
（建築確認等申請件数、省エネルギー法届出件数）

	建築物環境エネルギー性能評価制度			建築物自然エネルギー導入検討制度			
	環境エネルギー性能説明 (建築事業者)	環境エネルギー性能掲示 (建築主)	環境エネルギー性能届出 (建築主)	自然エネルギー導入可能性説明 (建築事業者)	自然エネルギー設備情報掲示 (建築主)	自然エネルギー導入検討結果届出 (建築主)	未利用エネルギー活用検討結果届出 (建築主)
10,000㎡以上							
10,000㎡未満～ 2,000㎡以上							×
2,000㎡未満～ 300㎡以上			×			×	×
300㎡未満～ 10㎡超	(移行期間は 努力義務)	×	×	(移行期間は 努力義務)	×	×	×
10㎡以下 仮設 文化財 冷暖房等不要	×	×	×	×	×	×	×
備考	・建築主への説明 書類、データの手交 確認書、データの保管	・出入口等への掲示 戸建住宅を除く	・県への届出 ・県は公表、助言できる	・建築主への説明 確認書の保管	・出入口等への掲示 戸建住宅を除く	・県への届出 ・県は公表、助言できる	・県への届出 ・県は公表、助言できる

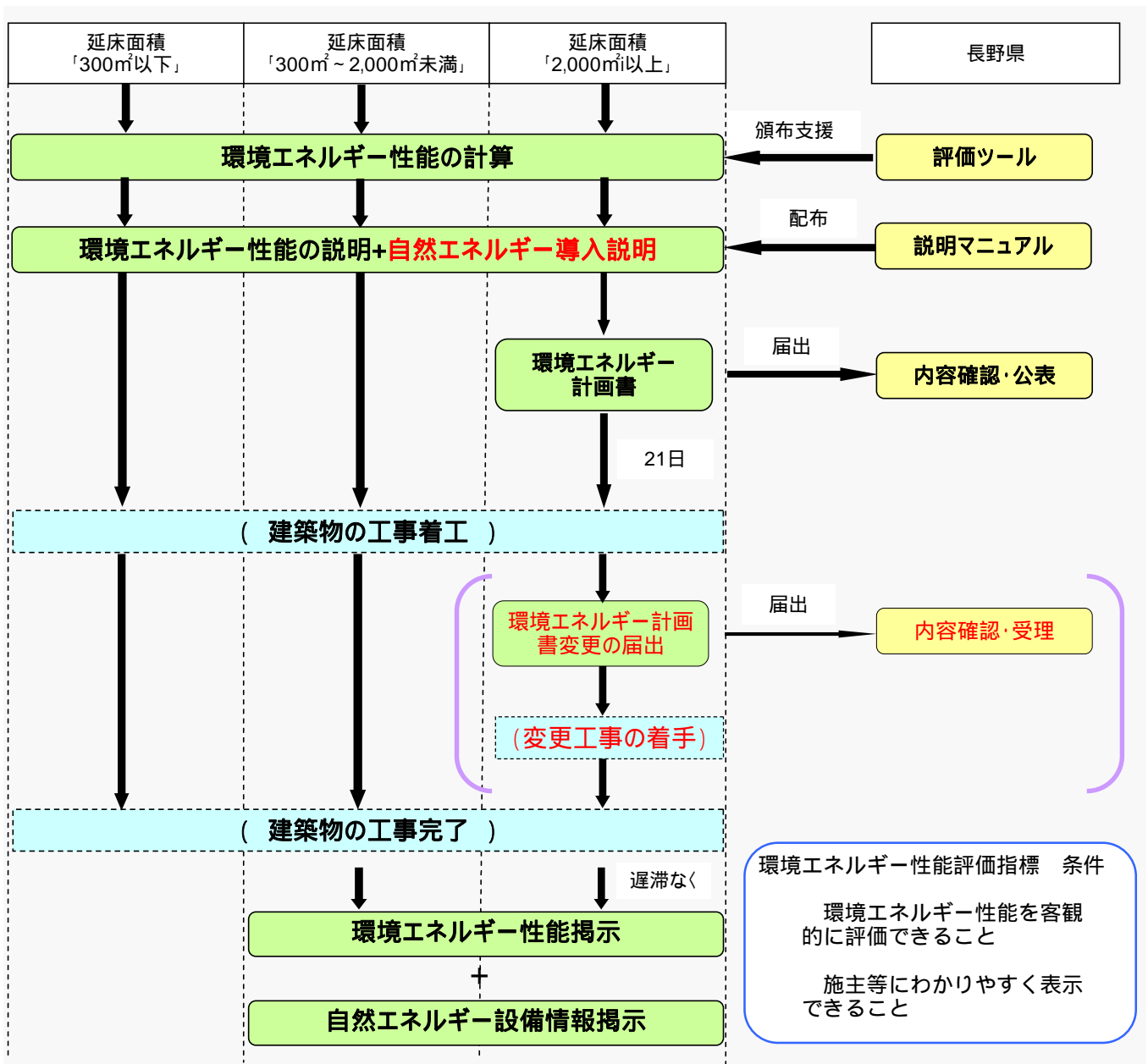
普及啓発

制度の普及を図るため、指針・マニュアルを作成の上、各種講習会を実施し、制度の普及に努める
環境エネルギー性能評価指標の取得講習会
建築物省エネルギー技術講習会
自然エネルギー導入マニュアルの作成

県による指導・勧告等

届出の内容について省エネルギー基準に基づき指導・助言をすることができる
届出、報告等の提出などを行わない場合については、勧告・公表できる

建築物環境エネルギー性能評価制度・自然エネルギー導入検討制度のフロー



300～2,000㎡未満のエネルギー性能の揭示は、多数の者が利用する建築物に限る

建築物の地球温暖化対策制度における長野県の役割

	省エネルギーに関する規制				建築物環境エネルギー性能評価制度						建築物自然エネルギー導入検討制度					
	省エネルギー措置届出 (建築主)		省エネルギー基準適合 (建築主)		環境エネルギー性能説明 (建築事業者)		環境エネルギー性能揭示 (建築主)		環境エネルギー性能届出 (建築主)		自然エネルギー導入可能性説明 (建築事業者)		自然エネルギー設備情報揭示 (建築主)		自然エネルギー導入検討結果届出 (建築主)	
権限	国	長野県	国	長野県	国	長野県	国	長野県	国	長野県	国	長野県	国	長野県	国	長野県
2,000㎡以上		-	H28～	-	×		任意		×		×		×		×	
2,000㎡未満 ～ 300㎡以上		-	H30～	-	×		×		×	×	×		×		×	×
300㎡未満 ～ 10㎡超	×	-	H32～	-	×	(移行期間は努力義務)	×		×	×	×	(移行期間は努力義務)	×	×	×	×

凡例

- は制度が規定されていることを示す。
- は制度の役割分担がない(できない)こと
- × は制度を適用していないこと

建築部門の新制度構築（骨子素案） 関連資料

建築物環境エネルギー性能評価制度

1 目的

建築物の環境エネルギー性能(建物の燃費等)を客観的に評価できる制度を導入することにより、施主等がより省エネルギーを考慮した建築物を選択できるようにする。

建築物を省エネルギー化することにより、燃料費等で海外に流出していた資金を建築物の省エネルギー対策に転換することで、地域経済に循環させることが期待できる。

2 対象建築物

制度を3階建ての枠組みとする。

【床面積（行為部分）】

2,000㎡以上

【 制 度 】

建築物環境エネルギー計画届出義務
(計画変更の場合も同様)

【 評価指標 】

環境エネルギー性能を客観的に評価し、施主等にわかりやすく示すことができる指標

300㎡以上

環境エネルギー性能の揭示義務

(多数の者が利用する用途に限る。)

全て

環境エネルギー性能説明義務、
(検討書類の手交、関係図書等の保管)

制度導入に当たっては、環境エネルギー性能を評価する指標の周知を図りながら、300㎡未満については段階的な義務付け(条例施行を1~2年猶予)を検討する。

(要点)

- ・省エネルギー法における建築物の届出制度との連携を考慮し、3階建ての枠組みとした。
- ・民々の契約行為の過程における一定の措置の義務付けをすることを基本とし、届出等により極力行政コストが増大しないことを考慮した。

3 適用除外

- ・建築しようとする部分の床面積が10㎡以内の建築物
- ・建築基準法第85条に規定する仮設建築物
- ・冷暖房等熱源設備を必要としない建築物
- ・文化財保護法に規定する建造物

(要点)

- ・既存法令に定義された建築物の用途に着目し、省エネルギー推進の観点から必要性の低い建築物の適用除外を設けることとし、事業者・建築主等の属人による緩和を設けないこととした。

4 対象行為

建築物の新築、改築、増築（建築物単体で捉えた場合、新築・建替えに当たるもの）

（要点）

- ・建築物を新たに建築する場合を対象とし、いわゆる改修工事については既存建築物に過大な負担がかかることを考慮し、対象から除外した。
- ・改修時及び既存ストックの省エネルギー対策については、新制度の普及を見据えて、技術開発、県民への啓発を推進しながら、今後検討していくこととする。

5 対象者

説明義務は 建築事業者（建築物の設計、工事の請負又は販売の契約を行う者）

揭示義務、届出義務は 建築主

（要点）

- ・建築基準法、建築士法、建設業法及び宅地建物取引業法における各種建築事業者の役割を考慮した、

6 時期

- ・建築物環境エネルギー計画の届出・・・工事着手の21日前まで
- ・環境エネルギー性能の説明・・・建築確認申請の前まで
- ・環境エネルギー性能の揭示・・・工事完了後速やかに

（要点）

- ・現行の省エネルギー法の枠組みに併せた。
- ・行政コストの増大と実効性を考慮し、工事完了時の届出等は設けないこととした。

7 環境エネルギー性能評価指標

環境エネルギー性能を

客観的に評価できること 施主等にわかりやすく示すこと

ができる指標とし、知事が指定するものとする。

知事が指定するものとして採用予定の指標

CASBEE 建築、CASBEE 戸建、QPEX、エネルギーパス（各指標の概要は表1のとおり）

（要点）

- ・建築物そのものの省エネルギー対策を図るためには、建築物の外皮対策により削減できる消費エネルギーを定量的に把握することが不可欠であり、環境エネルギー性能を客観的に表示できる指標とした。
- ・指標は既に利用されているもの、今後国等で示されるものに対応できるよう、複数の指標を採用できることとした。

表1 環境エネルギー性能を評価できるものとして知事指定を予定している評価指標

指標名称	指標の概要	表示の方法	対象	提供機関
CASBEE 建築	<p>建物の環境品質（Q）と環境負荷（L）から環境効率（$BEE = Q / L$）を算出し、建物の環境性能を総合的に評価（格付け）するシステム</p> <p>建物からのCO2排出量削減を強力に進めることを目的とした相対評価</p> <p>環境品質Qは「室内環境を快適・健康・安心にする」「長く使い続ける」「まちなみ・生態系を豊かにする」の3つから。環境負荷Lは「エネルギーを大切に使う」「資源を大切に使いゴミを減らす」「地球・地域・周辺環境に配慮する」の3つの指標から評価</p>	<p>・環境効率BEEを5ランク（ ）で表示</p> <p>・環境品質Q及び環境負荷低減性LRの各3指標を5ランク及びレーダーチャートで表示</p>	戸建住宅を除く全て	一般財団法人 建築環境・省エネルギー機構
CASBEE 戸建	<p>「CASBEE 建築」を戸建て住宅に再構築したシステム</p> <p>従来のCO2排出削減を促進する目的に加え、ライフサイクルCO2に基づき格付けする機能を付加したもの</p>	同上	一戸建て住宅（二世帯住宅は不向き）	同上
QPEX	<p>全国のデグリーデー（暖房度日）と冬季の日射量をベースに熱損失係数Q値から木造住宅の暖房エネルギーを算出する熱計算プログラム</p> <p>長期優良住宅認定申請にも対応可</p>	<p>・年間暖房負荷（年間暖房用電気消費量）(kWh)</p> <p>・年間暖房用灯油消費量（kg）</p>	木造住宅	NPO法人 新木造住宅技術研究協議会
エネルギーパス	<p>熱損失量及び日射取得量をベースに建物の年間消費エネルギー（燃費）を算出する消費エネルギー計算プログラム</p> <p>ドイツで開発、評価指標として採用され、ISO国際規格にも対応</p>	<p>必要・最終・一次エネルギー消費量（kWh/m²年）（タコメーター表示でわかりやすい）</p>	全て	一般社団法人 日本エネルギーパス協会

8 県による指導・勧告等

新制度の実効性を確保するため、以下に示す権限を条例上付与する。

なお、3階建ての区分に応じて処分の程度を調整し、また対象者（建築主又は建築事業者）についてもその程度を区分するものとする。

- ・指導（助言） 省エネルギー基準性能に基づき届出・報告に対して
- ・勧告 届出・報告がなされなかった場合、条例の施行に関し著しく不適切な場合
- ・公表 正当な理由なく勧告に従わなかった場合

・省エネルギー基準性能

平成11年省エネルギー基準（次世代型省エネルギー基準）を基本とするが、平成24年度に改正が予定されている省エネルギー基準レベルを見据えて判断する。

・紛争処理に対する対応

- ・説明義務の際に関係書類及びデータを建築主に手交することを義務付け
- ・建築事業者については関係書類を一定期間（5年程度）保管することを義務付け
- ・説明された環境エネルギー性能が建築物そのものの性能を保証するものではないことを明文化

9 普及啓発

- ・環境エネルギー性能評価指標の取得講習会・・・受講及びソフト配布（無料若しくは低廉な額）
複数の指標に対応できる講習の機会を用意する。

平成25年度からの2年間を普及の集中期間として開催する。

- ・建築物省エネルギー技術講習会・・・有料講習

国土交通省の補助事業として、平成24年度後半からの少なくとも2年間を集中期間として開催する。講習の実施は、当該事業施行のために設置された「長野県住まいづくり推進協議会」が主催することとなっている。

当該講習会は、建築士だけでなく大工を含む工事施工者を対象に幅広く実施され、受講後の効果測定において合格した者に対して受講証が交付され、今後の省エネルギー施策に関してのインセンティブが付与される予定となっている。

建築物自然エネルギー導入検討制度

1 目的

建築物の新築、改築時に併せ、建築事業者が自然エネルギーの導入可能性を説明させることで、施主等が設備の設置を検討する制度を構築することにより、建築物の自然エネルギー導入の推進を図る。

もって自然エネルギー導入の推進により、温室効果ガスを削減するとともに、建築物の省エネルギー対策と同様に地域経済への波及効果が期待できる。

2 自然エネルギーの定義

- ・グリーン熱： 太陽熱、木質バイオマス（薪、ペレット）、地中熱、温泉、雪氷熱等
- ・発電（電気）： 太陽光、バイオマス、小水力、風力等
熱利用を優先して検討するようマニュアル化する。

（要点）

- ・自然エネルギーの導入に当たっては、固定価格買取制度により太陽光を始めとする発電設備については導入の促進策が既に講じられていることから、熱利用設備導入の促進を図っていくものとする。

3 対象建築物

建築物環境エネルギー性能評価制度の枠組みを基に、10,000 m²以上の行為を加えた4階建てとする。

【床面積（行為部分）】

10,000 m²以上

2,000 m²以上

300 m²以上

（多数の者が利用する用途に限る。）

全て

【 制 度 】

に加えて、届出書式に地域及び未利用の（自然、熱）エネルギーの有効活用の検討を付加

建築物環境エネルギー計画届出義務

（自然エネルギー導入検討結果、届出全体の1書式として）

導入した自然エネルギー設備情報の揭示義務

自然エネルギー導入可能性説明義務

（検討書類の手交、関係図書等の保管）

制度導入に当たっては、自然エネルギー導入検討マニュアル（仮称）の普及を図りながら、300 m²未満については段階的な義務付け（条例施行を1～2年猶予）を検討する。

(要点)

- ・制度の枠組みを建築物環境エネルギー性能評価制度と同様とし、一体的な運用を図る。
- ・固定価格買取制度、熱利用の促進等の普及を併せて実施しながら、自然エネルギー導入への気づきを促す制度とした。
- ・一定規模以上への設備設置の義務付けについては、今回は導入しないこととした。

4 適用除外

建築物環境エネルギー性能評価制度と同様

5 対象行為

建築物の新築、改築、増築（建築物単体で捉えた場合、新築・建替えに当たるもの）

6 対象者

導入可能性説明義務は 建築事業者（建築物の設計、工事の請負又は販売の契約を行う者）

揭示義務、届出義務は 建築主

7 時期

建築物環境エネルギー計画（自然エネルギー導入検討結果、未利用熱利用検討結果）の届出

・・・工事着手の21日前まで

自然エネルギー設備情報の揭示・・・工事完了後速やかに

8 県による指導・勧告等

新制度の実効性を確保するため、以下に示す権限を条例上付与する。

導入を義務付ける制度ではないため、制度上の行為に応じた必要最小限の監督権限とする。

・指導（助言） 届出・報告がなされなかった場合

・勧告 届出・報告がなされなかった場合、条例の施行に関し著しく不適切な場合

（当該（違反等）行為が著しく不適切かつ反復して行われている場合に限る。）

9 普及啓発

「自然エネルギー導入検討マニュアル（仮称）」を作成し、省エネルギー技術講習会等を通じ、制度の啓発を図っていく。